

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会

1 福祉人材確保・定着のための施策について

要望内容
<p>介護支援専門員の確保・定着のための県独自の施策をお願いします。</p> <p>(説明) 介護業界の人材不足が加速する中で、事業運営についても収支状況が健全に継続することが容易でない現状が続いています。</p> <p>特に居宅介護支援事業所では介護支援専門員不足が深刻で、介護支援専門員の年齢構成を見ても高齢化が着実に進んでおり、ベテラン介護支援専門員の多くがこの数年で定年退職を迎える年齢に差し掛かっています。また、介護支援専門員については、処遇改善加算の対象となっていないことで人件費の確保が容易でなく、事業の存続自体が危ぶまれるような状況です。さらに、資格更新については、更新費用及び更新研修時間の負担が大きいために更新を見送るケースも増えています。</p> <p>介護支援専門員の待遇改善を図るため、処遇改善加算に相当する補助金の拡充、資格更新費用に対する助成、経済情勢や物価高騰に応じた補助金など、事業の存続自体が危ぶまれるような状況に陥らないためにも、国の実施するものに限らず、県独自に適時適切に必要な支援を実施していただくようお願いします。</p>
<p>現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：長寿社会課〕</p> <p>地域包括ケアシステムの中核である介護支援専門員の人材確保は重要な課題であることから、資格更新に係る負担軽減のため、鳥取県では、国の基金事業を活用し、介護支援専門員の法定研修受講料の負担軽減、受講者の移動時間等に係る負担軽減に繋がる法定研修の一部オンライン化等を実施しています。さらに、ICT導入やケアプランシステムの導入支援、介護現場におけるハラスマント対策等、介護支援専門員の確保・定着に繋がる施策を進めているところです。</p> <p>また、令和7年8月12日には、国に対して、介護支援専門員更新期間の延長や法定研修時間の削減、費用負担の軽減について要望したところです。</p> <p>更なる人材確保策と負担軽減策について、介護人材確保対策協議会で検討していくとともに、令和9年度の報酬改定に向けて、介護支援専門員の処遇改善となる制度設計を進めるよう、国に強く要望しています。</p>
<p>2 日常生活自立支援事業委託費について</p> <p>要望内容</p> <p>日常生活自立支援事業実施に必要な財源の確保と委託費の増額をお願いします。</p> <p>(説明) 日常生活自立支援事業は都道府県社会福祉協議会を実施主体としてスタートされ、現在は県社会福祉協議会からの委託を受けて市町村社会福祉協議会が事業を行っています。高齢化に伴う認知症高齢者の増加や、キャッシュレス化による利便性の向上に対する決済の失敗など、近年抱える課題の複雑化も問題となる中、日常生活自立支援事業が果たす役割も益々重要となっています。</p> <p>現在、都道府県社会福祉協議会により利用者数や生活保護受給者の支援回数などを基に委託費が決定されていますが、委託費だけでは事業実施が難しい状況となっています。必要な財源を確保していただくとともに財源の増額を求める。</p>
<p>現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：孤独・孤立対策課〕</p> <p>国の制度である「日常生活自立支援事業」の実施にあたっては、厚生労働省所管の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を充当し実施しています。その国庫補助基準は、当該事業の年間延べ利用契約者見込数及び年間延べ利用契約者見込のうち生活保護受給者数にそれぞれの基準単価を用いて算定することになっていますが、この方法による算定では必要な財源を確保することが出来ず、毎年、国に対し個別協議により不足する国庫補助額を要望しており、令和7年度予算においては生活保護受給者等の利用実態も加味して増額予算を確保したところです。</p>

2 日常生活自立支援事業委託費について

要望内容
<p>日常生活自立支援事業実施に必要な財源の確保と委託費の増額をお願いします。</p> <p>(説明) 日常生活自立支援事業は都道府県社会福祉協議会を実施主体としてスタートされ、現在は県社会福祉協議会からの委託を受けて市町村社会福祉協議会が事業を行っています。高齢化に伴う認知症高齢者の増加や、キャッシュレス化による利便性の向上に対する決済の失敗など、近年抱える課題の複雑化も問題となる中、日常生活自立支援事業が果たす役割も益々重要となっています。</p> <p>現在、都道府県社会福祉協議会により利用者数や生活保護受給者の支援回数などを基に委託費が決定されていますが、委託費だけでは事業実施が難しい状況となっています。必要な財源を確保していただくとともに財源の増額を求める。</p>
<p>現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：孤独・孤立対策課〕</p> <p>国の制度である「日常生活自立支援事業」の実施にあたっては、厚生労働省所管の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を充当し実施しています。その国庫補助基準は、当該事業の年間延べ利用契約者見込数及び年間延べ利用契約者見込のうち生活保護受給者数にそれぞれの基準単価を用いて算定することになっていますが、この方法による算定では必要な財源を確保することが出来ず、毎年、国に対し個別協議により不足する国庫補助額を要望しており、令和7年度予算においては生活保護受給者等の利用実態も加味して増額予算を確保したところです。</p>

併せて、国に対し、十分な財源が補助されず、地方自治体や社会福祉協議会の財政負担が増えている実情に配慮した政策支援策や財政措置等を講ずるよう要望しているところであります、引き続き必要な財源の確保に努めていきます。